

## 中華人民共和国反テロリズム法（仮訳）

（2015年12月27日 第十二期全国人民代表大会常務委員会第十八回会議にて採択。2018年4月27日 第十三期全国人民代表大会常務委員会第二回会議『「中華人民共和国国境衛生検疫法」など六本の法律の改正に関する決定』に基づき改正。）

### 目 録

|     |               |
|-----|---------------|
| 第一章 | 総 則           |
| 第二章 | テロ組織および活動員の認定 |
| 第三章 | 安全対策          |
| 第四章 | インテリジェンス情報    |
| 第五章 | 調 査           |
| 第六章 | 対応・処置         |
| 第七章 | 国際協力          |
| 第八章 | 保障措置          |
| 第九章 | 法的責任          |
| 第十章 | 附 則           |

### 第一章 総 則

**第一条** テロ活動を防止し、および懲罰し、反テロリズム業務の強化、国家安全、公共の安全および人民の生命と財産の安全を守るため、憲法に基づき、本法を制定する。

**第二条** 国は、あらゆる形式のテロに反対し、法に沿ってテロ組織を取り締まり、テロ活動を組織し画策するもの、その実施準備もしくは実施するもの、テロリズムを宣伝するもの、テロ活動実施を扇動するもの、テロ組織を組織・指導するものまたはそれに参加するもの、テロ活動のために幫助を提供するもの全てに対し、法に沿って法律責任を追及する。

国は、いかなるテロ組織および活動員に対しても妥協せず、いかなるテロ活動の活動員に対しても庇護もしくは難民の地位を提供しない。

**第三条** 本法においてテロリズムとは、暴力、破壊、脅しなどの手段によって、社会的パニックを引き起こす、公共の安全を脅かす、人身の安全や財産を侵害する、もしくは国家機関や国際機関を脅迫してその政治的目的やイデオロギーなどを達成するための主張および行為をいう。

本法においてテロ活動とは、テロリズムの性質を有する以下の行為をいう。

（一）人員の死傷、重大な財産損失、公共施設の損傷、社会秩序の混乱などの深刻な社会的危害を発生させる、もしくは発生意図をもって、テロ活動を組織、計画、実施準備、実施する行為。

（二）テロリズムの宣伝、テロ活動の実施扇動、もしくはテロリズム宣伝物の不法所持、公共の場で他人にテロリズムを宣伝する服装、標章の着用を強制する行為。

（三）テロ組織の組織、指導、参加。

（四）テロ組織、テロ活動員、テロ活動の実施もしくはテロ活動の訓練に対し、情報、資金、物資、労務、技術、場所などの支援、共助、便宜を提供する行為。

（五）その他のテロ活動。

本法においてテロ組織とは、テロ活動を実施するために3人以上で結成された犯罪組織をいう。

本法においてテロ活動員とは、テロ活動を実施する者およびテロ組織の構成員をいう。

本法においてテロ事件とは、現在発生している、または既に発生した、重大な社会的危害をもたらす、もしくはもたらす可能性のあるテロ活動をいう。

**第四条** 国は、反テロリズムを国家安全戦略に組み入れ、総合的な施策を講じ、対症と根本解決の両面に取組み、反テロリズムの能力構築を強化し、政治、経済、法律、文化、教育、外交、軍事などの手段を用いて反テロリズム業務を展開する。

国は、宗教教義の歪曲、もしくはその他の方法による憎悪の扇動、差別の扇動、暴力の提唱などのあらゆる形態の過激主義に反対し、テロリズムの思想基盤を排除する。

**第五条** 反テロリズム業務は、専門業務と大衆路線を結合させ、防止を基本として、予防と処罰を組み合わせて、先手を取って敵を制し、イニシアチブの保持という原則を堅持する。

**第六条** 反テロリズム業務は、法に沿って実施し、人権を尊重・保障し、公民および組織の合法権益を守らなければならない。

反テロリズム業務においては、公民の宗教信仰の自由および民族の風俗習慣を尊重しなければならない。地域、民族および宗教などの理由に基づくあらゆる差別的行為を禁止する。

**第七条** 国は、反テロリズム業務指導機構を設立し、全国の反テロリズム業務を統一的に指導し、指揮する。

区を有する市級以上の地方人民政府は反テロリズム業務指導機構を設立し、県級人民政府は必要に基づき反テロリズム業務指導機構を設立し、当該機構は上級の反テロリズム業務指導機構による指導および指揮の下において、その地区の反テロリズム業務に責任を負う。

**第八条** 公安機関、国家安全機関および人民検察院、人民裁判所、司法行政機関その他関係国家機関は、分掌に基づき、業務責任制を実行し、反テロリズム業務を法に沿って適切に行わなければならない。

中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊および民兵組織は、本法その他関係法律、行政法規、軍事法規、および国务院・中央軍事委員会の命令に従い、反テロリズム業務指導機構の配置に基づいてテロ活動の防止および処置を行う。

関係部門は、連動する協力メカニズムを確立し、村民委員会、居民委員会、企業・事業者、社会組織に依拠し、これらを動員して、共同で反テロリズム業務を展開しなければならない。

**第九条** いかなる機関および個人も、関係部門による反テロリズム業務展開を共助し協力する義務を有するものとし、テロ活動の嫌疑もしくはテロ活動の被疑者を発見した場合、公安機関または関係部門に対し遅滞なく報告しなければならない。

**第十条** テロ活動を通報する、もしくはテロ活動の防止や制止を共助し顕著な貢献をした機関および個人、並びに反テロリズム業務においてその他顕著な貢献をした機関および個人に対し、国の関係規定に従って表彰し報奨を与える。

**第十一条** 中華人民共和国の領域外における中華人民共和国の国や公民または機構に対するテロ活動犯罪の実施、もしくは中華人民共和国が締結または参加する国際条約で定められたテロ活動犯罪の実施に対し、中華人民共和国は、刑事管轄権を行使し、法に沿って刑事責任を追及する。

## 第二章 テロ組織および活動員の認定

**第十二条** 国家反テロリズム業務指導機構は、第三条の規定に基づきテロ組織および活動員を認定し、国家反テロリズム業務指導機構の事務取扱機構により公告する。

**第十三条** 国务院の公安部門、国家安全部門、外交部門および省級の反テロリズム業務指導機構は、テロ組織および活動員を認定する必要がある場合、国家反テロリズム業務指導機構に申請しなければならない。

**第十四条** 金融機関および特定の非金融機関は、国家反テロリズム業務指導機構の事務取扱機構が公告したテロ組織および活動員の資金その他の資産に対し、直ちに措置を講じると共に、規定に従って国务院の公安部門、国家安全部門および反マネーロンダリング行政主管部門に対し遅滞なく報告しなければならない。

**第十五条** 認定されたテロ組織および活動員は、認定に不服である場合、国家反テロリズム業務指導機構の事務取扱機構を通じて再審査を申請することができる。国家反テロリズム業務指導機構は、遅滞なく再審査を行い、認定の維持もしくは取消の決定を下さなければならない。再審査決定は最終決定とする。

国家反テロリズム業務指導機構が認定取消の決定を下す場合、国家反テロリズム業務指導機構の事務取扱機構より公告しなければならない。資金や資産が既に凍結されている場合、凍結を解除しなければならない。

**第十六条** 刑事訴訟法の規定に基づき、管轄権を有する中級以上の人民裁判所は、刑事事件の裁判過程において、法に沿ってテロ組織および活動員を認定することができる。判決が効力を生じた後に国家反テロリズム業務指導機構の事務取扱機構により公告する必要がある場合は、本章の関係規定を適用する。

### 第三章 安全対策

**第十七条** 各級人民政府および関係部門は、反テロリズム宣伝教育の展開を組織し、公民の反テロリズム意識を高めなければならない。

教育、人的資源行政主管部門および学校、並びに関係職業研修機構は、テロ活動の予防および緊急対応の知識を教育、教学、研修の内容に組み入れなければならない。

新聞、ラジオ、テレビ、文化、宗教、インターネットなどの関係機関は、社会に向けて対象を絞った反テロリズム宣伝教育を行わなければならない。

村民委員会および居民委員会は、人民政府および関係部門による反テロリズム宣伝教育の強化に共助しなければならない。

**第十八条** 電気通信業務経営者およびインターネットサービス提供者は、公安機関および国家安全機関が法に従ってテロ活動の防止および調査を行うために、技術インターフェースやデコードなどの技術サポートおよび共助を提供しなければならない。

**第十九条** 電気通信業務経営者およびインターネットサービス提供者は、法律および行政法規の規定に従ってネットワークセキュリティ、情報内容の監督制度および安全対策措置を実行し、テロリズムや過激主義の内容を含む情報の伝播を防止しなければならない。テロリズムや過激主義の内容を含む情報を発見した場合、直ちに伝送を停止し、関連記録を保存し、関連情報を削除すると共に、公安機関または関係部門に報告しなければならない。

インターネット情報、電気通信、公安、国家安全などの主管部門は、テロリズムや過激主義の内容を含む情報について、職責分掌に従って関係機関に関連情報の伝送停止、削除もしくは関連ウェブサイトの閉鎖、関連サービスの閉鎖・停止を遅滞なく命じなければならない。関係機関は、直ちに執行すると共に、関連記録の保存、調査に共助しなければならない。インターネット上でクロスボーダー伝送される、テロリズムや過激主義の内容を含む情報について、電気通信主管部門は、技術措置を講じて伝播を阻止・中断しなければならない。

**第二十条** 鉄道、公共道路、水上、航空での貨物運送、郵政、宅配などの物流運営業者は、安全検査制度を行い、顧客の身分に対し検査を行い、運送または送付物品に対し規定に従って安全検査もしくは開封検査を行わなければならない。運送・配送が禁止され、安全上の重大な潜在的危険が存在する、もしくは顧客が安全検査を拒否する物品については、運送・配送してはならない。

前項に定める物流運営業者は、運送・配送において顧客の身分、物品情報の登記制度を実行しなければならない。

**第二十一条** 電気通信、インターネット、金融、宿泊、長距離旅客運送、自動車レンタルなど業務の経営者およびサービス提供者は、顧客の身分に対する検査を行わなければならない。身分が不明である、もしくは身分検査を拒否する者に対し、サービスを提供してはならない。

**第二十二条** 生産および輸入業者は、規定に従って、銃器などの武器、弾薬、規制対象器具、危険化学品、民間用爆発物および核・放射性物質に電子追跡ラベルを施し、民間用爆発物に安全検査追跡ラベルを加えなければならない。

運送業者は、規定に従って、運営中の危険化学品、民間用爆発物および核・放射性物質の運送手段に対し、位置情報システムによるモニタリングを実行しなければならない。

関係業者は、規定に従って、伝染病の病原体などの物質に対する厳格な監督管理を実行し、伝染病の病原体など物質の拡散、もしくは非合法ルートへの流入を厳密に防止しなければならない。

規制対象器具、危険化学品および民間用爆発物について、国务院の関係主管部門、もしくは省級人民政府は、必要に基づき、特定区域、特定期間において、生産、輸出入、運送、販売、使用および廃棄に対する規制実施を決定することができ、現金・現物を使用して行う取引の禁止、もしくは取引活動に対するその他制限を課すことができる。

**第二十三条** 銃器などの武器、弾薬、危険化学品、民間用爆発物、核・放射性物質、伝染病の病原体など物質について、窃取、強奪、紛失、もしくはその他損失の事由が発生した場合、事件が発生した事業者は、直ちに必要な統制措置を講じると共に、直ちに公安機関に対し報告し、同時に規定に従って関係主管部門に報告しなければならない。公安機関は、報告を受けた後に遅滞なく調査を展開しなければならない。関係主管部門は、公安機関の業務展開に協力しなければならない。

いかなる機関および個人も、前項に定める物品の非合法的な製作、生産、貯蔵保存、運送、輸出入、販売、提供、購入、使用、保有、廃棄処分、廃棄をしてはならない。公安機関が発見した場合、これを押収しなければならない。他の主管部門が発見した場合、これを押収すると共に、直ちに公安機関に通報しなければならない。その他の機関、個人が発見した場合、直ちに公安機関に報告しなければならない。

**第二十四条** 国务院の反マネーロンダリング行政主管部門、国务院の関係部門および機構は、金融機関および特定の非金融機関によるテロリズム資金供与防止義務の履行状況について法に沿って監督管理する。

国务院の反マネーロンダリング行政主管部門は、テロリズム資金供与の嫌疑に関わっていることを発見した場合、法に沿って調査し、臨時凍結措置を講じることができる。

**第二十五条** 会計検査、財政、税務などの部門は、法律および行政法規の規定による関係機関に対する監督検査の実施過程において、資金流入・流出がテロリズム資金供与の嫌疑に関わっていることを発見した場合、遅滞なく公安機関に通報しなければならない。

**第二十六条** 税関は、入出国する人員が携帯する現金および無記名の有価証券に対する監督管理の実施過程において、テロリズム資金供与の嫌疑に関わっていることを発見した場合、直ちに国务院の反マネーロンダリング行政主管部門および管轄権を有する公安機関に通報しなければならない。

**第二十七条** 地方各級人民政府が、都市・農村計画を策定し、組織的に実施する場合は、反テロリズム業務の必要に適合していなければならない。

地方各級人民政府は、必要に基づき、関連建設業者が主要な道路、交通ターミナル、都市公共区域の重点地点において、公共安全ビデオ画像情報システムなどのテロ攻撃防止の技術的・物理的防護設備・施設の設置・配備を組織し、督促しなければならない。

**第二十八条** 公安機関および関係部門は、過激主義の宣伝、過激主義を利用し公共安全を脅かす行為、公共秩序を攪乱する行為、人身・財産の侵害、社会管理の妨害に対し、遅滞なく制止し、法に沿って法律責任を追究しなければならない。

公安機関が過激主義活動を発見した場合、直ちに停止を命じ、関係者を強制的に現場から連行すると共に身分情報を登記し、関係物や資料を強制回収し、不法活動場所を封印しなければならない。

いかなる機関および個人も、過激主義の宣伝物、資料または情報を発見した場合、公安機関に対し直ちに報告しなければならない。

**第二十九条** テロ活動、過激主義活動に参加するよう教唆、脅迫、誘惑、もしくはテロ活動、過激主義活動への参加の情状が軽微且つ犯罪を構成していない人員に対し、公安機関は、関連部門、村民委員会、居民委員会、所属機関、所属学校、家庭および監護者を組織し指導教育を行わなければならない。

刑務所・拘置所および社区矯正機構は、服役中のテロ活動犯罪者および過激主義犯罪者に対する管理、教育、矯正などの業務を強化しなければならない。刑務所および拘置所は、テロ活動犯罪者および過激主義犯罪者について、更生教育および監督管理秩序維持の必要に基づき、一般刑事犯罪者と共に収監することも個別に収監することもできる。

**第三十条** テロ活動犯罪者または過激主義犯罪者が懲役以上の刑に処された場合、刑務所・拘置所は、刑期が満了し釈放する前に、その犯罪性質、情状および社会的危害の程度、服役期間の態度、釈放後の居住社区に対する影響などに基づいて、社会的危険性評価を行わなければならない。社会的危険性評価を行う場合、関連基層組織および元の事件取扱機関の意見を聴取しなければならない。評価を経て社会的危険性がある場合、刑務所・拘置所は、犯罪者の服役地の中級人民裁判所に対し安定配置教育の意見を提出すると共に、意見書の副本を同級人民検察院に送付しなければならない。

犯罪者の服役地の中級人民裁判所は、社会的危険性が確かにある場合、犯罪者の刑期が満了し釈放する前に、当該犯罪者に対し刑期が満了し釈放された後に安定配置教育を受けるよう命ずる旨の決定を下さなければならない。決定書の副本については、同級の人民検察院に送付しなければならない。安定配置教育の決定を受けた人員が、決定に不服である場合、一級上の人民裁判所に対し再議を申立てることができる。

安定配置教育は、省級人民政府により実施を組織する。安定配置教育機構は、安定配置教育を受ける人員について毎年評価を行い、確実に改悛の態度を示し、再び社会に危害を及ぼすには至らない場合、遅滞なく安定配置教育の解除意見を提出し、安定配置教育を決定した中級人民裁判所に報告し決定を下してもらわなければならない。安定配置教育を受ける人員は、安定配置教育の解除を申請する権利を有する。

人民検察院は、安定配置教育の決定および執行の監督を行う。

**第三十一条** 公安機関は、関係部門と共同で、テロ攻撃を受ける可能性が比較的大きい、またはテロ攻撃を受けると重大な人身の死傷、財産損失または社会的影響が及ぶ可能性のある機関、場所、活動、施設などをテロ攻撃防止の重点目標として確定し、当該級の反テロリズム業務指導機構に報告し、記録を届け出なければならない。

**第三十二条** 重点目標を管理する機関は、次に掲げる職責を履行しなければならない。

(一) テロ活動の防止と対応・処置の事前案および措置を制定し、定期的な研修および訓練を実施する。

(二) 反テロリズム業務の専門項目経費の保障制度を構築し、防止・処置の設備や施設を配備または更新する。

(三) 関連機構を指定する、もしくは責任者を確定し、職位・職責を明確にする。

(四) リスク評価を実行し、安全面の脅威をリアルタイムにモニタリングし、内部の安全管理を整備する。

(五) 防止措置の実行状況を定期的に公安機関および関係部門に報告する。

重点目標を管理する機関は、都市・農村計画、関連する基準と実際の需要に基づき、重点目標に対し、本法第二十七条の規定に適合する技術的セキュリティ・物理的セキュリティの設備および施設の設計・建設・運行を同時進行しなければならない。

重点目標を管理する機関は、公共安全ビデオ画像情報システムの当直監視、情報の保存と使用、運行維持などの管理制度を構築し、関連システムの正常な運行を保障しなければならない。収集したビデオ画像情報の保存期間は90日を下回ってはならない。

重点目標以外の公共安全に関わるその他機関、場所、活動、施設に対しては、その主管部門および管理機関が、法律および行政法規の規定に従って健全な安全管理制度を構築し、安全責任を実行しなければならない。

**第三十三条** 重点目標を管理する機関は、重要職位に就く人員に対し安全面のバックグラウンドチェックを行わなければならない。不適合の状況がある人員に対しては、業務職位を調整すると共に、関連状況を公安機関に通報しなければならない。

**第三十四条** 大型イベントの引受業者および重点目標を管理する機関は、規定に従って、大型イベントの場所、飛行場、鉄道駅、埠頭、都市軌道交通駅、公共道路の長距離客運ステーショ

ン、港湾などの重点目標に立入る人員、物品および交通手段に対し安全検査を行わなければならない。違法禁止物、規制対象物を発見した場合は、これを差押えると共に、公安機関に直ちに報告しなければならない。違法犯罪の嫌疑に関わる人員を発見した場合は、公安機関に直ちに報告しなければならない。

**第三十五条** 航空機、列車、船舶、都市軌道車両、公共電気自動車などの公共交通運送手段について、運営機関は、規定に従って保安人員および相応する設備・施設を配備し、安全検査および警備業務を強化しなければならない。

**第三十六条** 公安機関および関係部門は、重点目標の基本情報および重要な動態を把握し、重点目標を管理する機関がテロ攻撃防止の各項目の職責を履行するよう指導、監督しなければならない。

公安機関および中国人民武装警察部隊は、関係規定に従って重点目標を警戒し、巡回および検査を行わなければならない。

**第三十七条** 飛行管制、民間航空、公安などの主管部門は、職責分掌に従い、空域、航空機および飛行活動の管理を強化し、航空機もしくは飛行活動を利用し実施されるテロ活動を厳重に防止しなければならない。

**第三十八条** 各級人民政府および軍事機関は、重点国境・辺境エリアおよび通関地においてバリエードフェンス、ビデオ画像採集および越境防止通報施設を設置しなければならない。

公安機関および中国人民解放軍は、国境・辺境の巡回を厳重に組織し、規定に従って国境・辺境の最前線、国境・辺境の出入国管理区および国境・辺境道路、通関地に到着するもしくは離れる人員、交通運送手段、物品、および沿海・沿境地区の船舶に対し検査を行わなければならない。

**第三十九条** 出入国証書発行機関および出入国国境警備検査機関は、テロ活動員およびテロ活動被疑者に対し、当該人員の出入国を許可しない権利、出境入境証書を発行しない権利、もしくは当該人員の出入国証書の無効化を宣言する権限を有する。

**第四十条** 税関および出入国国境警備検査機関が、テロ活動の被疑者もしくはテロ活動の嫌疑に関わる物品を発見した場合、法に従って差押えると共に、直ちに公安機関または国家安全機関に移送しなければならない。

**第四十一条** 国務院の外交、公安、国家安全、発展改革、工業および情報化、商務、観光などの主管部門は、対外直接投資協力、観光などの安全リスク評価制度を構築し、国外の中国公民および外国駐在機構、施設、財産に対する安全保護を強化し、テロ攻撃の防止、対応を行わなければならない。

**第四十二条** 外国駐在機構は、健全な安全対策制度および対応・処置事前案を構築し、関係者、施設、財産に対する安全保護を強化しなければならない。

#### 第四章 インテリジェンス情報

**第四十三条** 国家反テロリズム業務指導機構は、国家反テロリズム情報センターを構築し、部門・地区を跨ぐインテリジェンス情報業務メカニズムを実行し、反テロリズム・インテリジェンス情報業務を統一的に計画する。

関係部門は、反テロリズム・インテリジェンス情報の搜索収集業務を強化しなければならない。搜索収集に関係する手がかり、人員および行動などのインテリジェンス情報について、規定に従い遅滞なく国家反テロリズム情報センターに統一的且つ集中的に報告送付しなければならない。

地方の反テロリズム業務指導機構は、部門を跨ぐインテリジェンス情報業務メカニズムを構築し、反テロリズム・インテリジェンス情報業務の展開を組織しなければならない。重要なインテリジェンス情報業務を上級の反テロリズム業務指導機構に対し遅滞なく報告しなければならない。他の地方に関係する緊急インテリジェンス情報業務に関連する地方に遅滞なく通報しなければならない。

**第四十四条** 公安機関、国家安全機関および関係部門は、大衆に依る基層・基礎的なインテリ

ジェンス情報業務を強化し、基層のインテリジェンス情報業務要員を構築し、反テロリズム・インテリジェンス情報の通報業務能力を向上させなければならない。

**第四十五条** 公安機関、国家安全機関および軍事機関は、自らの職責範囲内において、反テロリズム・インテリジェンス情報業務の必要により、国の関係規定に基づき、厳格な承認手続を経て、技術による偵察措置を講じることができる。

前項の定めにより取得した資料については、反テロリズムの対応と処置、テロ活動犯罪および過激主義犯罪の捜査、起訴および裁判にのみ用いることができ、他の用途に用いてはならない。

**第四十六条** 関係部門は、本法第三章で定める安全対策業務上で取得した情報は、国家反テロリズム情報センターの要求に基づき遅滞なく提供しなければならない。

**第四十七条** 国家反テロリズム情報センター、地方の反テロリズム業務指導機構、公安機関などの関係部門は、関連情報についてスクリーニング、研究判断、照合調査、モニタリングを行わなければならない。テロ事件発生の危険があり、相応の安全対策や対応・処置の措置を講じる必要があると認める場合、関係部門および機関に遅滞なく通報しなければならない。また状況に基づき事前警告を発することができる。関係部門および機関は、通報に基づき適切に安全対策および対応処置業務を行わなければならない。

**第四十八条** 反テロリズム業務指導機構、関係部門および機関、個人は、反テロリズム業務の職責および義務を履行する過程で知り得た国家秘密、商業秘密および個人プライバシーについて秘密保持しなければならない。

規定に違反し、国家秘密、商業秘密および個人プライバシーを漏洩した場合は、法に沿って法律責任を追及する。

## 第五章 調査

**第四十九条** 公安機関は、テロ活動の嫌疑の報告を受ける、もしくはテロ活動の嫌疑を発見し、調査や事実確認を行う必要がある場合、速やかに調査を進めなければならない。

**第五十条** 公安機関がテロ活動の嫌疑を調査する場合、関連法律の定めに従い、被疑者に対して尋問、検査、召喚を行うことができ、肖像、指紋、虹彩画像などの生体認証情報、および血液、尿、脱落細胞などの生体サンプルを抽出または採取すると共に、当該被疑者の署名を保存することができる。

公安機関は、テロ活動の嫌疑を調査するにあたり、関連状況を理解している人員に通知して公安機関もしくはその他の場所において質問を受けさせることができる。

**第五十一条** 公安機関がテロ活動の嫌疑を調査する場合、関係機関および個人から関連情報および資料を収集、調達する権限を有する。関係機関および個人は、事実通りに提供しなければならない。

**第五十二条** 公安機関がテロ活動の嫌疑を調査する場合、県級以上の公安機関の責任者による承認を経て、被疑者の預金、送金、債券、株券、ファンド持分などの財産を照会することができる。封印、差押え、凍結措置を講じることができる。封印、差押え、凍結の期間は、2か月を超えてはならず、状況が複雑である場合は、一級上の公安機関責任者の承認を経て1か月延長することができる。

**第五十三条** 公安機関がテロ活動の嫌疑を調査する場合、県級以上の公安機関責任者の承認を経て、その危険レベルに基づき、テロ活動の被疑者が次に掲げる一項目もしくは複数項目の約束措置を遵守するよう命ずることができる。

- (一) 公安機関の許可を経ずに居住する市、県、もしくは指定の場所を離れてはならない。
- (二) 大型の大衆性イベントへの参加、もしくは特定の活動に従事してはならない。
- (三) 公安機関の許可を経ずに公共の交通手段に乗る、もしくは特定の場所に立ち入ってはならない。
- (四) 特定の人員との面会、もしくは通信をしてはならない。
- (五) 公安機関に定期的に活動状況を報告する。

(六) 旅券などの出入国証書、身分証明書、運転免許証を公安機関で保存する。

公安機関は、デジタルモニタリング、不定期検査などの方式を採用し、その約束措置の遵守状況について監督を行う。

前二項に定める約束措置の採用期間は、3か月を超えてはならない。継続して約束措置を講じる必要がないものに対しては、遅滞なく解除しなければならない。

**第五十四条** 公安機関が調査を経て犯罪の事実もしくは犯罪の被疑者を発見した場合、刑事訴訟法の規定に従って立件捜査しなければならない。本章に定める関連期間が満了し、公安機関が立件捜査していない場合は、関連措置を解除しなければならない。

## 第六章 対応・処置

**第五十五条** 国は、健全なテロ事件対応・処置の事前案体系を確立する。

国家反テロリズム業務指導機構は、テロ事件の規則性や特徴、もしくはもたらす恐れがある社会的危害に焦点を絞り、分級・分類された国家対応・処置事前案を制定し、テロ事件対応・処置の組織指揮体系およびテロ事件の安全対策、対応・処置手続、および事後における社会秩序の回復などの内容を具体的に定めなければならない。

関係部門と地方の反テロリズム業務指導機構は、相応する対応・処置事前案を制定しなければならない。

**第五十六条** テロ事件の対応・処置を行う場合、各級の反テロリズム業務指導機構は、関係部門が参加する指揮機構を設立し、指揮長による責任制を実行しなければならない。反テロリズム業務指導機構の責任者が指揮長を担当することができ、また公安機関の責任者もしくは反テロリズム業務指導機構の他の構成機関の責任者を指揮長として確定することもできる。

省、自治区、直轄市を跨いで発生したテロ事件もしくは特に重大なテロ事件の対応・処置は、国家反テロリズム業務指導機構が指揮責任を負う。省、自治区、直轄市の範囲内において発生し、複数の行政区域に関わるテロ事件もしくは重大なテロ事件の対応・処置は、省級の反テロリズム業務指導機構が指揮責任を負う。

**第五十七条** テロ事件発生後、発生地の反テロリズム業務指導機構は直ちにテロ事件対応・処置の事前案を始動し、指揮長を確定しなければならない。関係部門および中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊、民兵組織は、反テロリズム業務指導機構と指揮長の統一指導、指揮に従い、打撃、統制、救援、救護などの現場対応処置業務を協同で展開する。

上級の反テロリズム業務指導機構は、対応処置業務を指導をすることができ、必要な場合は関係する反テロリズム要員を動員して支援を進める。

緊急状態に入る必要がある場合、全国人民代表大会常務委員会もしくは国務院が、憲法その他関連法律に定める権限と手続により決定する。

**第五十八条** テロ事件またはテロ事件が疑われる事件を発見した後、公安機関は直ちに処置を進めると共に反テロリズム業務指導機構に報告しなければならない。中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊は、テロ活動の実施を発見した場合、直ちに統制すると共に、公安機関に遅滞なく事件を引渡さなければならない。

反テロリズム業務指導機構がまだ指揮長を確定していない場合、現場で処置を行う公安機関の職級が最も高い人員が現場指揮員を担当する。公安機関がまだ現場に到着することができない場合、現場で処置を行う中国人民解放軍または中国人民武装警察部隊の職級が最も高い人員が現場指揮員を担当する。現場の対応・処置要因は、同一機関、制度に属するか否かに関わらず、均しく現場指揮員の指揮に従わなければならない。

指揮長が確定した後、現場指揮員は指揮長に業務または関連状況についての指示を求め、報告を行うものとする。

**第五十九条** 国外にある中華人民共和国の機構、人員、重要施設がテロ攻撃を受けた、もしくは受ける可能性がある場合、国務院の外交、公安、国家安全、商務、金融、国有資産監督管理、観光、交通運送などの主管部門は、対応・処置事前案を遅滞なく始動しなければならない。国務院の外交部門は、関係国との調整により相応の措置を講じなければならない。

国外にある中華人民共和国の機構、人員、重要施設が深刻なテロ攻撃を受けた後、関係国との協議・同意を経て、国家反テロリズム業務指導機構は、外交、公安、国家安全などの部門が業務人員を国外に派遣し、対応処置業務を展開するよう組織することができる。

**第六十条** テロ事件の対応・処置を行う場合、優先的に直接テロ活動の危害や脅威にさらされた人員の人身の安全を守らなければならない。

**第六十一条** テロ事件発生後、対応・処置の責任を負う反テロリズム業務指導機構は、関係部門および機関が次に掲げる一項目もしくは複数項目の対応・処置の措置を実施することができる。

(一) 被害者の救助および救急処置を組織し、脅威にさらされた人員を避難、退避させると共に適切に安定配置し、その他救助措置を講じる。

(二) 現場および周辺道路を封鎖し、現場の人員の身分証明書を検査し、関係する場所の付近に臨時警戒ラインを設置する。

(三) 特定区域内において、空域、海域、水域の管制を実施し、特定区域内の交通運輸手段に対する検査を行う。

(四) 特定区域において、インターネット・無線・通信の管制を実施する。

(五) 特定区域内または特定対象者に対する出入国の管制を実施する。

(六) 関連設備・施設の使用禁止または制限、関連施設の閉鎖または使用制限、人が密集する活動または危害拡大を招く恐れのある生産経営活動を中止する。

(七) 損壊を受けた交通、電気通信、インターネット、放送、給水、排水、電力供給、ガス供給、熱供給などの公共施設を緊急修理する。

(八) 志願者を組織して反テロリズム救援業務に参加させ、特定の専門技能を有する人員にサービスの提供を求める。

(九) その他の必要な対応・処置の措置。

前項第三号から第五号に定める対応・処置の措置を講じる場合、省級以上の反テロリズム業務指導機構が決定もしくは承認する。前項第六号に定める対応・処置の措置を講じる場合、区を有する市級以上の反テロリズム業務指導機構が決定する。対応・処置の措置は、適用される時間および空間の範囲を明確にすると共に、社会に公表しなければならない。

**第六十二条** 人民警察、人民武装警察およびその他法に従って配備され、武器を携帯する対応・処置人員は、現場で銃器、刃物などの凶器を所持する、もしくはその他危険な方法を用いた暴力行為を実施または実施準備をしている人員に対し、警告を経て無効である場合は武器を使用することができる。緊急状況下、もしくは警告後に更に深刻な危害の結果を招く恐れがある場合は、直接武器を使用することができる。

**第六十三条** テロ事件の発生、進行および対応・処置の情報は、テロ事件発生地在省級の反テロリズム業務指導機構が統一的に発表する。省、自治区、直轄市を跨いで発生したテロ事件は、指定された省級の反テロリズム業務指導機構が統一的に発表する。

いかなる組織および個人も、虚偽のテロ事件情報を捏造、伝播してはならない。模倣を招く恐れがあるテロ活動実施の細部を報道、伝播してはならない。テロ事件における残忍、非人道的なシーンを公開してはならない。テロ事件の対応・処置の過程において、ニュースメディアは、情報の公開に責任を負う反テロリズム業務指導機構の承認を経た場合を除き、現場で対応・処置する業務人員、人質の身分情報および対応・処置行動の状況を報道、伝播してはならない。

**第六十四条** テロ事件の対応処置終了後、各級人民政府は関係部門を組織し、影響を受けた組織および個人が生活や生産を速やかに回復するためのサポートを行い、影響を受けた地区の社会秩序および公衆の情緒を安定させなければならない。

**第六十五条** 当地の人民政府は、テロ事件被害者およびその近親者への適切な救助を遅滞なく行うと共に、基本的な生活条件を失った被害者およびその近親者への基本的生活保障を遅滞なく提供しなければならない。衛生、医療保障などの主管部門は、テロ事件被害者およびその近親者のために、メンタル、医療面などのサポートを提供しなければならない。

**第六十六条** 公安機関は、テロ事件を遅滞なく立件捜査し、事件発生の原因、経過および結果

を究明し、法に従ってテロ組織や人員の刑事責任を追及しなければならない。

**第六十七条** 反テロリズム業務指導機構は、テロ事件の発生および対応処置業務を全面的に分析、総括評価し、防止と対応・処置の改善措置を提出し、一級上の反テロリズム業務指導機構に報告しなければならない。

## 第七章 国際協力

**第六十八条** 中華人民共和国は、締結または参加する国際条約に基づき、もしくは平等互恵の原則に従い、その他の国、地区、国際組織と反テロリズム協力を展開する。

**第六十九条** 国務院の関係部門は、国務院の授権に基づき、中国政府を代表して外国政府および関係国際組織と反テロリズム政策対話、インテリジェンス情報交流、法執行協力および国際資金監督管理協力を展開する。

我が国の法律に反しない前提下において、辺境地区の県級以上の地方人民政府およびその主管部門は、国務院もしくは中央関係部門の承認を経て、隣接する国または地区と反テロリズムインテリジェンス情報交流、法執行協力および国際資金監督管理協力を展開することができる。

**第七十条** テロ活動犯罪に関わる刑事・司法の共助、引渡しおよび判決や刑を受けた者の移管は、関連法律の規定に従って執行する。

**第七十一条** 関係国との協議で合意達成を経ると共に、国務院に報告し承認された場合、国務院公安部門、国家安全部門は、人員を派遣し出国させて反テロリズム任務を執行することができる。

中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊が人員を国外に派遣し反テロリズム任務を執行させるには、中央軍事委員会が承認する。

**第七十二条** 反テロリズム国際協力を通じて取得した資料は、行政処罰や刑事訴訟の証拠として使用することができる。但し当方が証拠としての使用を承諾しない場合を除く。

## 第八章 保障措置

**第七十三条** 国務院および県級以上の各級地方人民政府は、権利の区分に従い、反テロリズム業務の経費を同級の財政予算に組み入れなければならない。

国は、反テロリズム重点地区の必要経費に支持を与え、大規模テロ事件の対応・処置に対する経費を保障しなければならない。

**第七十四条** 公安機関、国家安全機関と関係部門、および中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊は、法律が規定する職責に従い、反テロリズム専門要員を構築し、専門訓練を強化し、必要な反テロリズム専門設備や施設を配備しなければならない。

県級、郷級人民政府は、必要に基づき、関係機関、村民委員会、居民委員会の反テロリズム業務要員、志願者部隊を構築を指導し、関係部門による反テロリズム業務の展開を共助し、協力する。

**第七十五条** 反テロリズム業務職責を履行した、もしくは関係部門の反テロリズム業務の展開に共助、協力したことにより後遺障害を負うまたは死亡した人員については、国の関係規定に従い相応の待遇を与える。

**第七十六条** テロ活動を報告または制止する、テロ活動犯罪事件において証言をする、もしくは反テロリズム業務への従事により本人またはその近親者の人身の安全が危険に直面した場合、本人またはその近親者による申請提出を経て、公安機関および関係部門は、次に掲げる一項目もしくは複数項目の保護措置を講じなければならない。

- (一) 実名、住所、就業先などの個人情報公開しない。
- (二) 特定の人が被保護人員と接触することを禁止する。
- (三) 人身および住宅に対し専門的な保護措置を講じる。
- (四) 被保護人員の氏名を変更し、新たに住所および就業先を手配する。

(五) その他必要な保護措置。

公安機関および関係部門は、前項の定めにより、被保護機関の真の名称および住所の非公開、特定の者の被保護機関への接近禁止、被保護機関のオフィス、経営場所への専門的な保護措置、およびその他必要な保護措置を講じなければならない。

**第七十七条** 国は、反テロリズムの科学研究および技術イノベーション、先進的な反テロリズム技術・設備の開発および使用の普及を奨励し支持する。

**第七十八条** 公安機関、国家安全機関、中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊は、反テロリズム職責履行の緊急の必要性を理由に、国の関係規定に基づき組織および個人の財産を収用することができる。任務完了後は遅滞なく返還もしくは原状回復すると共に、規定に従い相応の費用を支払わなければならない。損害をもたらした場合は、補償しなければならない。

反テロリズム業務の展開により関係機関および個人の適法権益に損害をもたらした場合は、法に従って賠償または補償しなければならない。関係機関および個人は、法に従って賠償や補償を請求する権利を有する。

## 第九章 法的責任

**第七十九条** テロ活動を組織、画策、その実施の準備もしくは実施、テロリズムの宣伝、テロ活動の実施扇動、テロリズム宣伝物の不法所持、テロリズムを宣伝する服装もしくは標識を公共の場所で着用するよう他人に強要すること、テロ組織の組織、指導、テロ組織への参加、テロ組織やテロ活動員のため、もしくはテロ活動実施やテロ活動研修のために幫助を提供した場合、法に従って刑事責任を追及する。

**第八十条** 次に掲げる活動の一つに参与し、情状が軽微且つ犯罪を構成しない場合、公安機関が10日以上15日以下の拘留を科し、1万元以下の罰金を併科することができる。

(一) テロリズムや過激主義を宣伝する、もしくはテロ活動、過激主義活動の実施を扇動する。

(二) テロリズムや過激主義の宣伝物を製作、伝播、不法所持する。

(三) テロリズムや過激主義を宣伝する服装または標識を公共場所で着用するよう他人に強要する。

(四) テロリズムや過激主義の宣伝や、テロリズムや過激主義活動実施のために情報、資金、物資、役務、技術、場所などの支持、共助、便宜を提供する。

**第八十一条** 過激主義を利用して次に掲げる行為の一つを実施し、情状が軽微且つ犯罪を構成しない場合、公安機関が5日以上15日以下の拘留を科し、1万元以下の罰金を併科することができる。

(一) 宗教活動に参加するよう他人に強迫する、もしくは宗教活動場所や宗教教職員に対し財物もしくは役務を提供するよう他人を強迫する。

(二) 脅迫、ハラスメントなどの方法により、その他の民族またはその他の信仰を有する人員を追い出し、居住地を離れさせる。

(三) 脅迫、ハラスメントなどの方法により、その他の民族またはその他の信仰を有する人員と他人との交流や共同生活に干渉する。

(四) 脅迫、ハラスメントなどの方法により、他人の生活習慣、方式および生産経営に干渉する。

(五) 国家機関の業務人員が法に従って行う職務執行を妨害する。

(六) 国家政策、法律、行政法規を歪曲または誹謗し、人民政府が法に沿って行う管理に抵抗するよう扇動、教唆する。

(七) 居民身分証、戸籍簿などの国の法定証書および人民元を毀損する、もしくは故意に毀損するよう大衆を扇動、脅迫する。

(八) 宗教儀式を結婚、離婚登記に代替するよう扇動、脅迫する。

(九) 未成年者が義務教育を受けないよう扇動、脅迫する。

(十) その他過激主義を利用して国の法律制度の実施を妨害する行為。

**第八十二条** 他人に明らかなテロ活動犯罪や過激主義犯罪行為があることを知りながら、これを隠匿、庇護し、情状が軽微且つ犯罪を構成しない場合、もしくは司法機関が関連状況の調査・証拠収集を行う際に提供を拒否した場合、公安機関は10日以上15日以下の拘留を科すものとし、1万元以下の罰金を併科することができる。

**第八十三条** 金融機関および特定の非金融機関が国家反テロリズム業務指導機構の事務取扱機構が公告するテロ組織およびテロ活動員の資金その他資産について直ちに凍結していない場合、公安機関が20万元以上50万元以下の罰金を科すと共に、直接に責任を負う董事、高級管理職その他直接責任者に対し10万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50万元以上の罰金を科すと共に、直接に責任を負う董事、高級管理職その他直接責任者に対し10万元以上50万元以下の罰金を科し、5日以上15日以下の拘留を併科することができる。

**第八十四条** 電気通信業務経営者およびインターネットサービス提供者に次に掲げる状況の一つがある場合、主管部門により20万元以上50万元以下の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し10万元以下の罰金を科す。情状が重大である場合は、50万元以上の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し10万元以上50万元以下の罰金を科し、公安機関が直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対し5日以上15日以下の拘留を科すことができる。

(一) 公安機関および国家安全機関が法に沿って進めるテロ活動の防止および調査の際、規定に従って技術インターフェースやデコードなどの技術サポートおよび共助を提供しない場合。

(二) 主管部門の要求に従って、テロリズムや過激主義の内容を含む情報の伝送停止または削除をしない、関連記録を保存しない、関連ウェブサイトを閉鎖しない、関連サービスを閉鎖・停止しない場合。

(三) サイバーセキュリティ、情報内容監督制度および安全技術対策措置を徹底せずに、テロリズムや過激主義の内容を含む情報の伝播が生じ、情状が重大である場合。

**第八十五条** 鉄道、公共道路、水上、航空の貨物運送および郵政、宅配などの物流運営単位に次に掲げる状況の一つがある場合、主管部門は10万元以上50万元以下の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し10万元以下の罰金を科す。

(一) 安全検査制度を実行しない、顧客に対し身分検査を行わない、運送および送付物の安全検査・開封検査を規定に従って行わない場合。

(二) 運送・送付が禁止され、安全面で重大な潜在的危険が存在する、もしくは顧客が安全検査を拒否する物品を運送、送付をする場合。

(三) 運送、送付する顧客の身分および物品情報登記制度を実行していない場合。

**第八十六条** 電気通信、インターネット、金融業経営者、サービス提供者が規定に従って顧客に対し身分検査を行わない、もしくは身分が不明または身分検査を拒否する顧客に対してサービスを提供した場合には、主管部門は是正を命じなければならない。是正を拒否した場合、20万元以上50万元以下の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し10万元以下の罰金を科す。情状が重大である場合は、50万元以上の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し10万元以上50万元以下の罰金を科す。

宿泊、長距離旅客運送、自動車リースなどの業務経営者およびサービス提供者に前項に定める状況がある場合、主管部門が10万元以上50万元以下の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し10万元以下の罰金を科す。

**第八十七条** 本法の規定に違反し、次に掲げる状況の一つでもある場合、主管部門が警告を与えると共に是正を命じる。是正を拒否する場合、10万元以下の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し1万元以下の罰金を科す。

(一) 銃器などの武器、弾薬、規制対象器具、危険化学品、民間用爆発物および核・放射性物質に対し、規定に従って電子追跡ラベルを付けず、民間用爆発物に安全検査追跡ラベルを付けない場合。

(二) 運営中の危険化学品、民間用爆発物および核・放射性物質の運送手段に対し、規定に従って位置情報システムを通じたモニタリングを実施しない場合。

(三) 伝染病の病原体などの物質に対し、規定に従った厳格な監督管理を実行せず、情状が重大である場合。

(四) 国務院の関係主管部門もしくは省級人民政府が決定した、規制対象器具、危険化学品、民間用爆発物に対する規制または取引制限措置に違反した場合。

**第八十八条** テロ攻撃の防止重点目標を管理、運営する機関が本法の規定に違反し、次に掲げる状況が一つでもある場合、公安機関が警告を与えると共に是正を命じる。是正を拒否する場合、10 万元以下の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対し1 万元以下の罰金を科す。

(一) テロ活動の防止と対応・処置に関する事前案、措置を制定していない場合。

(二) 反テロリズム業務専門項目の経費保障制度を構築しない、もしくは防止や処置の設備、施設を配備していない場合。

(三) 業務機構または責任者が不確定である場合。

(四) 重要職位の人員に対し安全面のバックグラウンドチェックを行っていない、もしくは不適合の状況がある人員の業務職位を調整していない場合。

(五) 公共交通運送手段に対し、規定どおりに保安人員および相応の設備、施設を配備していない場合。

(六) 公共安全ビデオ画像情報システムの当直監視、情報の保存・使用、運行の維持などに係る管理制度を構築していない場合。

大型イベントの引受業者および重点目標の管理機関が、大型イベントの場所、飛行場、鉄道駅、埠頭、都市軌道交通駅、公共道路の長距離旅客運送ステーション、通関地などの重点目標に進入する人員、物品および交通手段に対し、規定に従って安全検査をしていない場合、公安機関は、是正を命じなければならない。是正を拒否する場合、10 万元以下の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し1 万元以下の罰金を科す。

**第八十九条** テロ活動の被疑者が、公安機関が遵守するよう命じた拘束措置に違反した場合、公安機関は警告を与えると共に是正を命ずる。是正を拒否する場合、5 日以上15 日以下の拘留を科す。

**第九十条** ニュースメディアなどの機関が、虚偽のテロ事件情報を捏造・伝播する、模倣を招く恐れがあるテロ活動の細部を報道・伝播する、テロ事件における残忍また非人道的なシーンを公開する場合、もしくは現場で対応・処置する業務人員、人質の身分情報および対応・処置行動の状況を承認を得ずに報道・伝播する場合、公安機関が20 万元以下の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に対し5 日以上15 日以下の拘留を科し、5 万元以下の罰金を併科することができる。

個人に前項に定める行為があった場合、公安機関が5 日以上15 日以下の拘留を科し、1 万元以下の罰金を併科することができる。

**第九十一条** 関係部門による反テロリズム安全対策、インテリジェンス情報、調査および対応・処置業務の展開への協力を拒否した場合、主管部門が2 千元以下の罰金を科す。深刻な結果をもたらした場合、5 日以上15 日以下の拘留を科し、1 万元以下の罰金を併科することができる。

事業者の前項に定める行為があった場合、主管部門が5 万元以下の罰金を科す。深刻な結果をもたらした場合、10 万元以下の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他直接責任者を前項の定めにより処罰する。

**第九十二条** 関係部門による反テロリズム業務の展開を妨害した場合、公安機関が5 日以上15 日以下の拘留を科し、5 万元以下の罰金を併科することができる。

事業者の前項に定める行為があった場合、公安機関が20 万元以下の罰金を科すと共に、その直接責任を負う主管者およびその他直接責任者を前項の定めにより処罰する。

人民警察、人民解放軍、人民武装警察が法に沿って行う職務執行を妨害した場合、重きに従い処罰する。

**第九十三条** 事業者が本法の規定に違反し、情状が深刻である場合は、主管部門が関連業務への従事または関連サービスの提供の停止を命じる、もしくは生産・業務停止を命じる。深刻な

結果をもたらした場合は、関係証書の登記取消し、もしくは市場主体資格の登記を取消し処分に処す。

**第九十四条** 反テロリズム業務指導機構、関係部門の業務人員に、反テロリズム業務上で職権濫用、職務懈怠、不正に私利をはかる行為、もしくは規定に違反した国家秘密・商業秘密・個人プライバシーなどの漏洩行為があり、犯罪を構成する場合、法に沿って刑事責任を追究する。犯罪を構成しない場合は、法に沿って処分を下す。

反テロリズム業務指導機構、関係部門およびその業務人員に、反テロリズム業務上で職権濫用、職務懈怠、不正に私利をはかる行為、もしくはその他違法・規律違反行為がある場合、いかなる事業者および個人も、関係部門に対し通報、告訴する権利を有する。関係部門は、通報、告訴を受けた後、遅滞なく処理すると共に、通報者、告訴人に回答しなければならない。

**第九十五条** 本法の定めによる封印、押収、凍結、差押え、強制回収物、資金などについて、審査を経てテロリズムと無関係であると発見した場合は、遅滞なく関係措置を解除し、これらを返還しなければならない。

**第九十六条** 関係事業者および個人が、本法に従って下された行政処罰および行政強制措置決定に不服である場合、法に沿って行政再議を申立てる、もしくは行政訴訟を提起することができる。

## 第十章 附 則

**第九十七条** 本法は、2016年1月1日より施行する。2011年10月29日に第十一期全国人民代表大会常務委員会第二十三回会議により採択された『反テロ業務強化関連の問題に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』は、同時に廃止する。